都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事 内田 像



社会保険診療報酬支払基金「特定健診・特定保健指導に係る事務点検チェック機能に係る関係方面への対応について」

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、特定健診データの記録にあたっては、国が定める電子的標準様式により、健診コード表の項目コード (JLAC10) と当該項目コードが特定健診項目であることを表すOIDコードを関連付けて記録することとされています。

支払基金ではJLAC10コードによって、当該項目が特定健診項目であることが判断できるため、OIDコードとの相関チェックはなされておりませんでしたが、保険者によっては、この2つのコードの相関関係が正しいかをチェックしており、データが返戻されることがあるため、支払基金においてチェック機能が追加されることとなりました。

別添のとおり、支払基金本部より支部宛に通知がなされておりますが、 本年10月1日以降受付分からチェックが実施されることとなっており、 不一致の場合は基金において自動補正を行い、その旨を受付けエラー連 絡書に記載されることになっています。

本件につきましては、基金本部から支部宛の通知の2 基金の対応の(2)にありますとおり、支部から健診機関、及び都道府県医師会・郡市区医師会へ直接連絡されることになっており、(4)のとおり、本部からシステムベンダーへも連絡されることになっています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会 管下郡市区医師会等への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げ ます。

本情管シ発 000271 平成 20年 9月 29日

都道府県基金幹事長 殿

基金本部情報管理部長 (公 印 省 略)

特定健診・特定保健指導に係る事務点検チェック機能に 係る関係方面への対応について(通知)

このことについては、本日付け本情管シ発 000270 をもって別途通知することとしていましたが、下記のとおりとしましたので適切に対応されるよう配意願います。

記

1 項目コードOIDのチェックを行う経緯

特定健診データの記録に当たっては、国が定める電子的標準様式により、健診コード表の項目コード(JLAC10 コード)と当該項目コードが特定健診項目であることを表す OID コード(1.2.392.200119.6.1005)(以下「特定健診項目コード OID」という。)を関連付けて記録することとされている。 そのため、保険者によっては、この 2 つのコードの相関関係が正しいかチェック(例えば、特定健診項目を表す JLAC10 コードに対して特定保健指導項目を表す OID コード(1.2.392.200119.6.1006)が関連付けられているとエラーにするというチェック)を行っている。

支払基金では JLAC10 コードによって、当該項目が特定健診項目であることが判断できることから、0ID コードとの相関チェックは行っていなかったが、相関チェックを行っている保険者から JLAC10 コードと 0ID コードの相関関係が正しくないことを理由にデータが返戻されるため、支払基金においてもチェック機能を追加することとした。

2 基金の対応

(1) 項目コードOIDのチェックの実施

項目コードOIDのチェックについては、本年10月1日(水)以降の受付分から実施する。

なお、項目コードOIDのチェックにおいて、不一致の場合は基金で自動補正(L5)を行い、その旨を受付エラー連絡書(特ー機械様式第 200 号)

に印字する。

(2) 健診機関によっては、請求システムを自主開発している場合もあるので、 別紙1を参考とし、支部において健診機関へ連絡すること。また、都道府 県医師会・郡市区医師会が請求事務代行を行っている場合については、別 紙2を参考とし連絡すること。

なお、都道府県医師会・郡市区医師会に特定健診の健診データの作成を 委任している健診機関については、送付の必要はないこと。

- (3) 前(2)については、本年10月10日までに連絡を行うこと。
- (4) 健診等機関用の請求システムを開発しているシステムベンダーに対しては、本部からOIDコードのチェックを行う旨、別紙3により連絡する。

本件に関する問合わせ先

情報管理部 システム開発課

小田島、兼保、濱田

IP TEL (内線発信番号)+48+848~850

事 務 連 絡 平成20年○月○日

特定健診機関 各位

○○○社会保険診療報酬支払基金

支払基金の特定健診・保健指導決済システムによる項目 コードOIDチェックの実施について(お知らせ)

平素は支払基金の業務運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。 さて、支払基金では健診データのチェック仕様の変更等を下記のとおり実施し、 10月1日(水)以降の受付分から適用することとしましたのでお知らせします。

記

1 データチェック仕様の変更の経緯と内容

特定健診データの記録に当たっては、国が定める電子的標準様式により、健診コード表の項目コード (JLAC10 コード) と当該項目コードが特定健診項目であることを表す OID コード (1.2.392.200119.6.1005) (以下「特定健診項目コード OID」という。) を関連付けて記録することとされています。

そのため、保険者によっては、この 2 つのコードの相関関係が正しいかチェック(例えば、特定<u>健診</u>項目を表す JLAC10 コードに対して特定保健<u>指導</u>項目を表す 0 ID コード (1.2.392.200119.6.1006) が関連付けられているとエラーにするというチェック)を行っています。

支払基金では JLAC10 コードによって、当該項目が特定健診項目であることが判断できることから、OID コードとの相関チェックは行っていませんでしたが、相関チェックを行っている保険者から JLAC10 コードと OID コードの相関関係が正しくないことを理由にデータが返戻されるため、支払基金においても同様のチェック機能を追加することとしました。

なお、チェックの結果、エラーとなったデータについては、支払基金において補正し、健診機関へは「特定健診・特定保健指導受付エラー連絡書」にその旨を記載してお知らせすることとしています。

2 その他

- (1) フリーソフトの提供ベンダーを含め、システムベンダーへは支払基金本部からその旨を連絡し、健診機関のシステムにおいても正しい特定健診項目コード 0ID を使用するよう要請しています。
- (2) システムを自主開発されている健診機関におかれては、特定健診項目コード OID が誤っていないかご確認願います。
- (3) 国が定める電子的標準様式の OID コード表 (簡易版) を添付しますので、 確認の際にご利用ください。

事 務 連 絡 平成20年○月○日

都道府県医師会 郡市区医師会 御中

○○○社会保険診療報酬支払基金

支払基金の特定健診・保健指導決済システムによる項目 コードOIDチェックの実施について(お知らせ)

平素は支払基金の業務運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。 さて、支払基金では健診データのチェック仕様の変更等を下記のとおり実施し、 10月1日(水)以降の受付分から適用することとしましたのでお知らせします。

記

1 データチェック仕様の変更の経緯と内容

特定健診データの記録に当たっては、国が定める電子的標準様式により、健診コード表の項目コード (JLAC10 コード) と当該項目コードが特定健診項目であることを表す OID コード (1.2.392.200119.6.1005) (以下「特定健診項目コード OID」という。) を関連付けて記録することとされています。

そのため、保険者によっては、この2つのコードの相関関係が正しいかチェック (例えば、特定<u>健診</u>項目を表す JLAC10 コードに対して特定保健<u>指導</u>項目を表す 0ID コード (1.2.392.200119.6.1006) が関連付けられているとエラーにするというチェック) を行っています。

支払基金では JLAC10 コードによって、当該項目が特定健診項目であることが判断できることから、OID コードとの相関チェックは行っていませんでしたが、相関チェックを行っている保険者から JLAC10 コードと OID コードの相関関係が正しくないことを理由にデータが返戻されるため、支払基金においても同様のチェック機能を追加することとしました。

なお、チェックの結果、エラーとなったデータについては、支払基金において補正し、健診機関へは「特定健診・特定保健指導受付エラー連絡書」にその旨を記載してお知らせすることとしています。

2 その他

- (1) フリーソフトの提供ベンダーを含め、システムベンダーへは支払基金本部からその旨を連絡し、健診機関のシステムにおいても正しい特定健診項目コード 0ID を使用するよう要請しています。
- (2) 貴会で作成されている特定健診データ作成ソフト等につきまして、特定健 診項目コード 0ID が誤っていないかご確認願います。
- (3) 国が定める電子的標準様式の OID コード表 (簡易版) を添付しますので、 確認の際にご利用ください。

本情管シ発 000271 平成 20年 9月 29日

都道府県基金幹事長 殿

基金本部情報管理部長 (公 印 省 略)

特定健診・特定保健指導に係る事務点検チェック機能に 係る関係方面への対応について(通知)

このことについては、本日付け本情管シ発 000270 をもって別途通知することとしていましたが、下記のとおりとしましたので適切に対応されるよう配意願います。

記

1 項目コードOIDのチェックを行う経緯

特定健診データの記録に当たっては、国が定める電子的標準様式により、健診コード表の項目コード(JLAC10 コード)と当該項目コードが特定健診項目であることを表す OID コード (1.2.392.200119.6.1005)(以下「特定健診項目コード OID」という。)を関連付けて記録することとされている。 そのため、保険者によっては、この 2 つのコードの相関関係が正しいかチェック(例えば、特定健診項目を表す JLAC10 コードに対して特定保健指導項目を表す OID コード (1.2.392.200119.6.1006)が関連付けられているとエラーにするというチェック)を行っている。

支払基金では JLAC10 コードによって、当該項目が特定健診項目であることが判断できることから、OID コードとの相関チェックは行っていなかったが、相関チェックを行っている保険者から JLAC10 コードと OID コードの相関関係が正しくないことを理由にデータが返戻されるため、支払基金においてもチェック機能を追加することとした。

2 基金の対応

(1) 項目コードOIDのチェックの実施

項目コードOIDのチェックについては、本年10月1日(水)以降の受付分から実施する。

なお、項目コードOIDのチェックにおいて、不一致の場合は基金で自動補正(L5)を行い、その旨を受付エラー連絡書(特ー機械様式第 200 号)

に印字する。

(2) 健診機関によっては、請求システムを自主開発している場合もあるので、 別紙1を参考とし、支部において健診機関へ連絡すること。また、都道府 県医師会・郡市区医師会が請求事務代行を行っている場合については、別 紙2を参考とし連絡すること。

なお、都道府県医師会・郡市区医師会に特定健診の健診データの作成を 委任している健診機関については、送付の必要はないこと。

- (3) 前(2)については、本年10月10日までに連絡を行うこと。
- (4) 健診等機関用の請求システムを開発しているシステムベンダーに対しては、本部からOIDコードのチェックを行う旨、別紙3により連絡する。

本件に関する問合わせ先

情報管理部 システム開発課

小田島、兼保、濱田

IP TEL (内線発信番号)+48+848~850

事 務 連 絡 平成20年○月○日

特定健診・保健指導関係システム開発ベンダー 各位

社会保険診療報酬支払基金

支払基金の特定健診・保健指導決済システムによる項目 コードOIDチェックの実施について(お知らせ)

平素は支払基金の業務運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。 さて、支払基金では健診データのチェック仕様の変更等を下記のとおり実施し、 10月1日(水)以降の受付分から適用することとしましたので、システムベンダー 各位におかれましても、所要のシステムに項目コードOIDの設定に誤りがないか再 度確認していただくとともに、システムユーザである健診等機関へのフォローを併せ てお願いいたします。

記

1 データチェック仕様の変更の経緯と内容

特定健診データの記録に当たっては、国が定める電子的標準様式により、健診コード表の項目コード (JLAC10 コード) と当該項目コードが特定健診項目であることを表す OID コード (1.2.392.200119.6.1005) (以下「特定健診項目コード OID」という。) を関連付けて記録することとされています。

そのため、保険者によっては、この 2 つのコードの相関関係が正しいかチェック (例えば、特定<u>健診</u>項目を表す JLAC10 コードに対して特定保健<u>指導</u>項目を表す OID コード (1.2.392.200119.6.1006) が関連付けられているとエラーにするというチェック) を行っています。

支払基金では JLAC10 コードによって、当該項目が特定健診項目であることが判断できることから、OID コードとの相関チェックは行っていませんでしたが、相関チェックを行っている保険者から JLAC10 コードと OID コードの相関関係が正しくないことを理由にデータが返戻されるため、支払基金においても同様のチェック機能を追加することとしました。

なお、チェックの結果、エラーとなったデータについては、支払基金において補 正し、当該健診機関へは「特定健診・特定保健指導受付エラー連絡書」にその旨を 記載してご連絡することとしています。

2 その他

国が定める電子的標準様式の OID コード表 (簡易版) を添付しますので、確認の際にご利用ください。

特定健診・特定保健指導の電子的標準様式に使用するOID表

OID	コード表名称
.2.392.200119.6.101	保険者番号
1.2.392.200119.6.102	特定健診機関番号·特定保健指導機関番号(10桁)
1.2.392.200119.6.103	代行機関番号(8桁)
1.2.392.200119.6.104	国·支払基金区分
1,2,392,200119.6.105	地方公共団体コード
1.2.392.200119.6.202	健診情報整理番号1
1.2.392.200119.6.203	健診情報整理番号2
1,2,392,200119.6,204	被保険者記号
1,2,392,200119.6,205	被保険者番号
1,2,392,200119.6,208	券面種別
1.2.392.200119.6.209.xxxxxxxx	受診券の整理番号
1.2.392.200119.6.210.xxxxxxxx	利用券整理番号
1.2.392.200119.6.299	当事者間固有の利用者ID
1.2.392.200119.6.1001	報告区分
1.2.392.200119.6.1002	プログラム種別コード
1.2.392.200119.6.1005	特定健診項目コード表(JLAC10-17桁コード)
1.2.392.200119.6.1006	特定保健指導項目コード表
1.2.392.200119.6.1007	検査方法10桁コード
1.2.392.200119.6.1008	メタボリックシンドローム判定
1.2.392.200119.6.1010	CDAセクションコード
1.2.392.200119.6.1101	厚労省付属資料7別表1
1.2.392.200119.6.1103	厚労省付属資料7別表3
1.2.392.200119.6.1104	厚労省付属資料7別表4
1.2.392.200119.6.1106	厚労省付属資料7別表6
1.2.392.200119.6.1107	厚労省付属資料7別表7
1.2.392.200119.6.1108	厚労省付属資料7別表8
1.2.392.200119.6.1109	厚労省付属資料7別表9
1.2.392.200119.6.1110	厚労省付属資料7別表10
1.2.392.200119.6.1111	厚労省付属資料7別表11
1.2.392.200119.6.1112	厚労省付属資料7別表12
1.2.392.200119.6.1113	厚労省付属資料7別表13
1.2.392.200119.6.1114	厚労省付属資料7別表14
1.2.392.200119.6.1205.[枝番号]	検査項目独自ローカルコード
1.2.392.200119.6.2001	健診検査特記事項有無コード
1.2.392.200119.6.2002	健診検査所見解釈コード
1.2.392.200119.6.2003	問診結果コード (1:はい、2:いいえ)
1.2.392.200119.6.2004	食事の速さコード

1保学保式に使用するOID教		
OID	コード表名称	
1.2.392.200119.6.2005	飲酒習慣	
1.2.392.200119.6.2006	飲酒量区分	
1.2.392.200119.6.2007	生活習慣改善意志区分	
1.2.392.200119.6.2008	問診結果コード (0:はい、1:いいえ)	
1.2.392.200119.6.2009	問診結果コード (0:いいえ、1:はい)	
1.2.392.200119.6.2100	定性検査結果 (1:陽性、2:陰性)	
1.2.392.200119.6.2101	定性検査結果 (1:陰性、2:陽性)	
1.2.392.200119.6.2102	健診定性検査結果コード	
1.2.392.200119.6.2103	ウイルス等のタイター	
1.2.392.200119.6.2110	眼底検査KW分類	
1.2.392.200119.6.2111	眼底検査シェイエ分類H	
1.2.392.200119.6.2112	眼底検査シェイエ分類S	
1.2.392.200119.6.2113	眼底検査SCOTT分類S	
1.2.392.200119.6.2115	血液型(ABO)	
1.2.392.200119.6.2116	血液型(Rh)	
1.2.392.200119.6.2120	子宮頸部細胞診(日母分類)	
1.2.392.200119.6.2121	子宮頸部細胞診(ベセスダ分類)	
1.2.392.200119.6.2122	子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料)	
1.2.392.200119.6.2130	喀痰検査細胞診	
1.2.392.200119.6.2131	喀痰検査ガフキー	
1.2.392.200119.6.2140	がん検診	
1.2.392.200119.6.2141	がん検診判定	
1.2.392.200119.6.2150	C型肝炎ウイルス検診の判定	
1.2.392.200119.6.2201	随時血糖食後時間区分 (1:4時間以下、2:5~9時間、3:10時間以上)	
1.2.392.200119.6.2202	随時血糖食後時間区分 (1:10時間未満、2:10時間以上)	
1.2.392.200119.6.2301	聴力検査方法	
1.2.392.200119.6.2501	生活機能評価の結果1	
1.2.392.200119.6.2502	生活機能評価の結果2	
1.2.392.200119.6.3001	支援レベルコード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.2.392.200119.6.3002	生活習慣の改善意志区分(行動変容ステージ区分)	
1.2.392.200119.6.3003	初回面接時保健指導支援形態	
1.2.392.200119.6.3004	中間評価時保健指導支援形態	
1.2.392.200119.6.3005	最終(6ヶ月)評価時保健指導支援形態	
1.2.392.200119.6.3006	委託先主対応内容区分	
1.2.392.200119.6.3010	改善状態	
1.2.392.200119.6.3011	禁煙意志	
1.2.392.200119.6.3020	保健指導関係者区分	